2020年5月13日

各位

株式会社みちのく銀行

# みちのくダイレクト利用規定の改定のお知らせ

平素より、みちのく銀行をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

今般、電子決済等代行業者とのサービス連携に伴い、みちのくダイレクト利用規定を2020年6月1日付で改定いたします。

1.主な改定内容

（1）電子決済等代行業者のサービス利用に係る条項の新設

新旧対照表（抜粋）

| 新 | 旧 | 備考 |
| --- | --- | --- |
| 第17条（「ログオンパスワード」「確認暗証番号」等の管理）<br><br>（略）<br><br>（6）電子決済等代行業者のサービスの利用契約者は、当行が契約を締結している電子決済等代行業者のサービスを自己の判断により利用する場合に限り、当該電子決済等代行業者に「お客さま番号」「ログオンパスワード」「ワンタイムパスワード確認番号」および「合言葉」を開示することができます。なお、当行は当該電子決済等代行業者の信頼性等について責任を負うものではなく、当該電子決済等代行業者に開示した「お客さま番号」「ログオンパスワード」「ワンタイムパスワード確認番号」または「合言葉」を用いた不正払戻しによる被害については第24条第2項にかかわらず当行による補てんの対象にはならないものとし、契約者は当該電子決済等代行業者から補償を受けるものとします。<br><br>（7）契約者が「ログオンパスワード」または「合言葉」を開示していた電子決済等代行業者のサービスの利用を取りやめる場合は、当該サービスの解約ならびに「ログオンパスワード」および「合言葉」の変更を行うものとします。<br><br>（略） | 第17条（「ログオンパスワード」「確認暗証番号」等の管理）<br><br>（略）<br><br>規定なし | （新設）<br><br>（新設） |

2.改定日

2020年6月1日

以上